

広報とちお 49.1

No.205

編集と発行 新潟県栃尾市役所

電話(02585) 2-2151

とちお第205号昭和49年1月10日発行 毎月10日1回発行
(定価1,200円) 昭和32年2月20日 第三種郵便物認可

とちお 49・1・10発行 (第三種郵便物認可) お知らせ

児童手当 支給範囲を拡大

該当者は早めに申請を

児童手当制度は、一昨年からはじまり、昨年の四月に一回目の支給対象範囲が拡大され、段階的に拡大して今年から完全実施されることになりました。

これまで、十八歳未満の児童三人以上のうち、昨年の四月一日現在で、十歳未満の児童が一人以上いることが必要でした。しかし、今年の四月から児童手当の支給対象の範囲が広げられ、十八歳未満の児童三人以上をお持の方のうち、出生順に数えて三人目以降に義務教育終了前の児童(

扶養人数	所得の限度額	扶養人数	所得の限度額
0人	1,522,500円	4人	2,082,500円
1	1,662,500	5	2,222,500
2	1,802,500	6	2,362,500
3	1,942,500	7	2,502,500

各種控除を受けた方は、表の限度額にそれぞれの額が加算されます。①社会保険料控除8万円 ②障害者・高齢者・寡婦または勤労学生控除は各々12万円 ③特別障害者控除16万円 ④老人扶養親族(70歳以上の障害者でないもの)控除を受けた方は老人扶養親族1人につき2万円。

昭和三十四年四月二日以後に生まれた児童。昭和三十四年四月一日以前に生まれた児童でも引き続き、中学校または盲学校、ろう学校、養護学校の中学部に在学する児童(就学義務猶予または免除されている児童は、十八歳に達するまで含まれる)が一人以上いれば、一人につき月額三千円が支給されます。ただし、昭和四十七年中の所得が上表の限度額をこえた場合、支給されません。

方々、支給対象者が増え、手当の額が増額となると思われる方には、通知をいたしました。通知がなくても該当すると思われる方は、三月末日までの間に市民課へ申請してください。

その際、請求者の厚生年金証書預金の口座番号(銀行または市内の農協の預金通帳で養育者名義のもの)と印鑑が必要で、申請が四月以後になると、支給は申請の翌月分からとなります。

なお、公務員および三公社五現業関係の方は、直接勤務先へ申し出てください。

税務課では、各事業所へ申告用紙を配布してありますが、この申告期限は今の三十一日です。申告は、法人、個人を問わず、建物、機械および装置、車両(自動車税および軽自動車税の対象になっていないものは除く)器具、備品などすべての償却資産についてです。新規購入、除却などの異動のない場合も提出してください。申告用紙を送られない方でも次の期限内に申告してください。

※ 減価償却をした後の価格が、百万円以上となる償却資産を所有している個人および法人。

なお、記入についてわからないことがありましたら税務課資産税係(番二二二五)内線二五〇まで照会ください。

新有権者の

感想文を募集

自治省・公明選挙連盟は、次のように新有権者から「新有権者、社会人」としての感想文を募集しています。

①内容と課題 最近の選挙において、あるいは「成人の日」を迎え、新有権者または社会人として

地方自治や国政への参加について、自分自身で経験し、もしくは考えたり感じたりしたこと。標題は、その内容にそれぞれふさわしいものとする。

②字数 1,600字以内。

③応募資格 昭和28年1月1日から昭和29年12月31日までに生れたもの。

④締切日 昭和49年1月31日

⑤応募先 〒951 新潟市学校町通1番町 新潟県庁内 新潟県選挙管理委員会

⑥入選決定 昭和49年3月25日

⑦賞 最優秀(1編) = 3万円(図書券) 入賞 = 1万円(図書券) 佳作 = 記念品

⑧応募の注意 作品には住所、氏名、生年月日、職業を明記してください。

社会を背負って立つ

無邪気に遊ぶ子供たち
この子らには、大きな夢がある。
この夢に大きく心を弾ませて
力強く歩むエネルギーを養っている。
この子らが社会の荒波を乗り越えて
明日の日本を背負って立つ。

おもな内容

年頭のあいさつ(市長・議長)	2
12月市議会から	2
48年度財政事情(上半期)の公表	5
高額療養支給制度のあらまし	6
とちおと人物(金内隆右工門)	8
公民館のページ	9
お知らせ(児童手当)	10



今月の税金

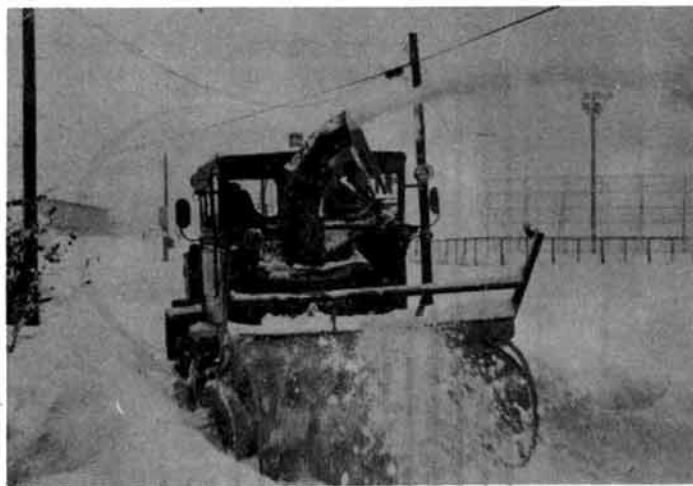
▷市県民税
▷国民健康保険税

納期 1月31日

行政相談日

▽とき 一月二十四日
午前十時から
午後三時まで
▽ところ 市役所市民相談室
なんでも気軽に相談ください。

(11月末日現在)	
世帯数	7,710
男	16,335
女	17,438
計	33,773



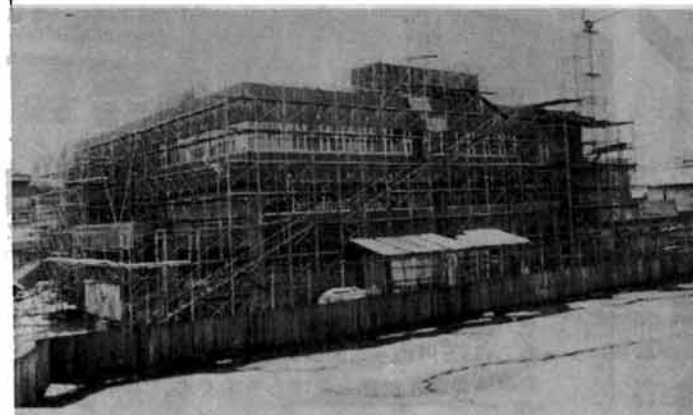
▲除雪車(ロータリー車)購入 現在、道路除雪に活躍しているロータリー除雪車は、1時間当り1,200tの除雪能力があり、豪雪にその威力が期待されます。

昭和48年度の

おもな建設事業

事業名	事業費	事業名	事業費
▼市民会館建設	1億8,467万円	▼学校プール建設	1,412万円
▼市道改良舗装	1億6,718万円	▼橋梁新設改良	1,385万円
▼林道開設舗装	5,123万円	▼養蚕主産地集団営農推進事業費補助金	1,339万円
▼農山村開発総合センター建設	4,734万円	▼単市土地改良事業補助金	1,150万円
▼栄橋建設	4,000万円	▼開場整備事業補助金	957万円
▼上桧出宅地造成地購入	3,858万円	▼仮称栃尾北小用地造成側溝整備	850万円
▼公共県単事業地元負担金	2,300万円	▼克雪管理センター建設	806万円
▼西谷小体育館建設	2,228万円	▼栃中照明設備移転(繰越分)	654万円
▼地方道改修	2,043万円	▼市民会館建設	8,794万円
▼栃堀地域し尿処理施設整備	1,705万円	▼上之原建替住宅建設	6,621万円
▼除雪車(ロータリー車、グレーダ各1台購入)	1,615万円	▼除雪車庫建設	2,900万円
▼はしご消防車購入	1,500万円		

▼市民会館 6月閉館をめざして、急ピッチで工事が進められている市民会館は、鉄筋3階建延3,090㎡。各種会合や結婚式場として広く利用できます。



財政状況の

昭和48年4月1日～

収入・支出の状況

九月三十日現在の収支は、収入では予算額に対し四六%、九億八千七百一十五万円が収入されました。おもなものは、地方交付税五億二千二百二十万円、国庫支出金八千七百四十九万円、また市税は二億五千三百七十二万円(収入率五四%)が収入され、前年同期とくらべ収入率では一・七%下りましたが金額では三千四百二十三万円多くなっています。

一方支出は、七億円が執行され執行率は三三%です。内訳は右下

図のとおりですが、建設事業をはじめ諸事業につきましては、計画的な執行を図った結果おむね予定どおりの進捗をみています。特別会計では、当初予算二億九千三百二十八万円に補正(国保会計)を二回行ない九月三十日現在で二億九千四百六十六万円となりました。収支の状況は、収入済額一億五千五百五十八万円、支出済額一億八千六百八十八万円です。今後も重点施策の実現をはじめさらに明るく住みよいまちを建設するため、予算の計画的、効率的な運営を行ないます。

市の財産

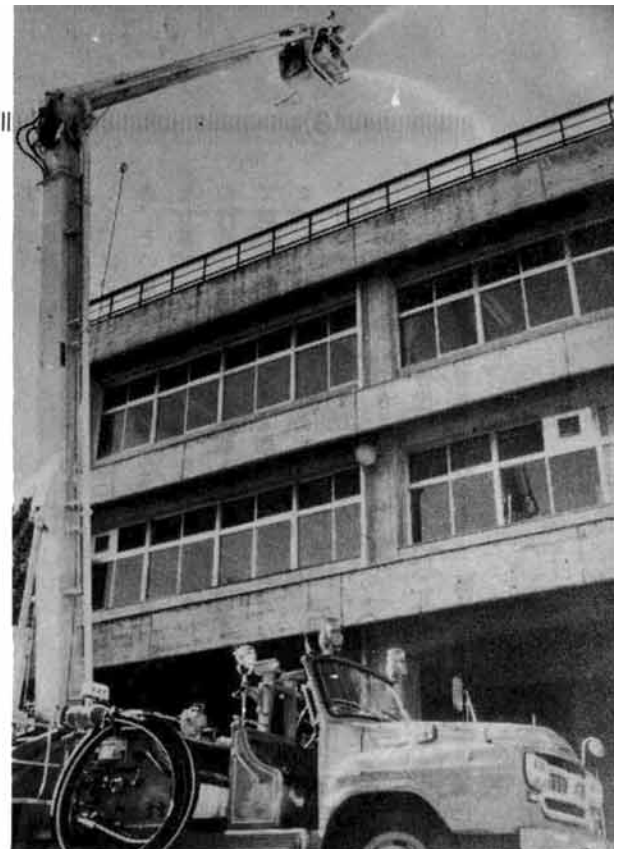
(昭和48年3月31日現在)

区分	土地(地積)	建物		
		木造(延面積)	非木造(延面積)	延面積計
本庁舎	5,133	503	4,426	4,929
その行政機関				
消防施設	1,051	1,045	609	1,654
その他の施設	1,448	644		644
公共用財産				
学校	209,509	42,039	10,161	52,200
公営住宅	19,606	2,535	2,291	4,826
公園	7,900			
その他の施設	16,739	681	3,721	4,402
普通財産	307,295	7,618	539	8,157
合計	568,681	55,065	21,747	76,812

あらまし

9月30日

栃尾市告示第二十六号
地方自治法第二四三条の第三項の規定に基づいて、市の財政状況の公表に関する条例により、昭和四十八年四月一日から昭和四十八年九月三十日までの上半期分の財政状況を公表します。
昭和四十八年十二月一日
栃尾市長 渡辺芳夫



▲はしご消防ポンプ自動車 はしごは16mで4階まで届き、放水はもちろん避難者の救助も可能。

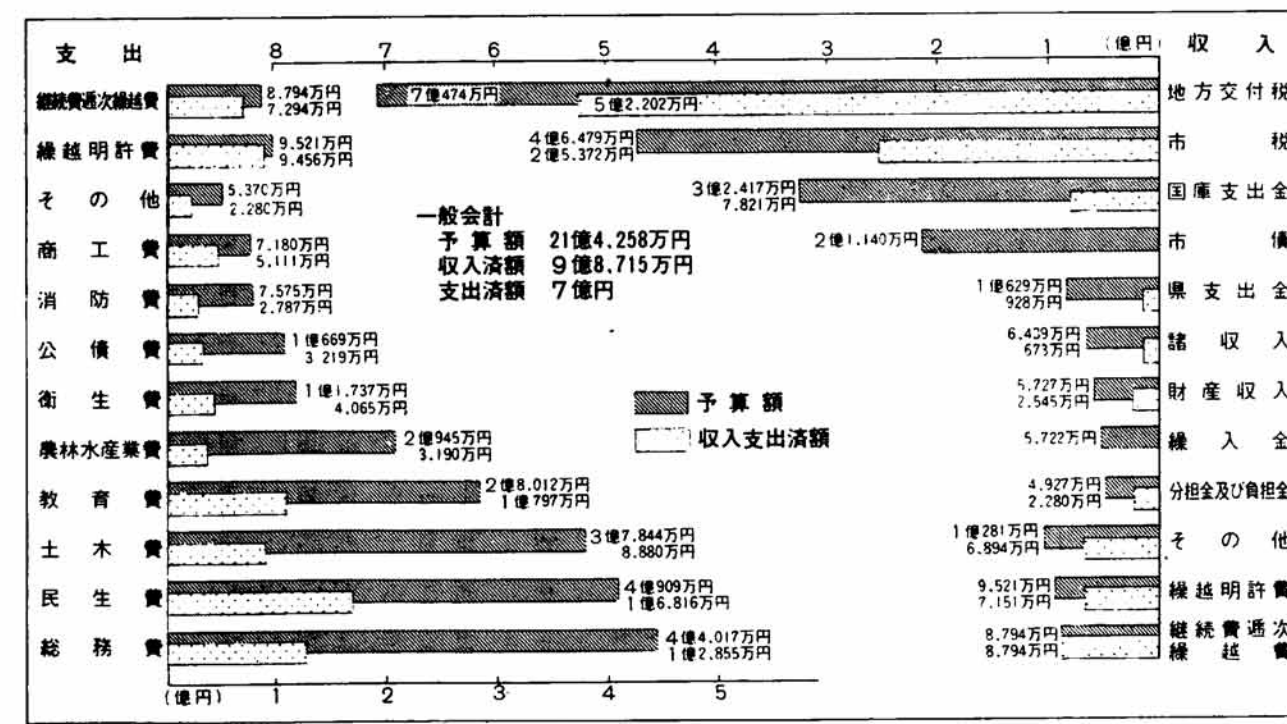
市の財政がどのように運営されているかを、みなさんから知っていただくために、市では毎年二回財政状況を公表しています。今回は昭和四十八年度上半期分(四月一日～九月三十日)までの予算とその収入と支出の状況などをお知らせします。

予算の状況

- ▼昭和四十八年度の重点施策は、変動する社会・経済情勢に対応し市政全般の調和をはかりながら立
- ▼老人医療費扶助 一千六百四十六万円
- ▼はしご消防自動車購入費 一千五百万円
- ▼養蚕主産地集団営農推進事業費補助金 一千三百三十九万円
- ▼市民会館建設費 一千二百三十三万円
- ▼学校建築費 一千六百六十万円
- ▼道路除雪費 八百五十一万円
- ▼克雪管理センター建設事業費 八百六十六万円
- ▼道路新設改良費 二千五百四十四万円
- ▼上桧出宅地造成地購入費 三千八百五十八万円

その後、国庫支出金、地方交付税などの財源を見込んで三回補正し、九月三十日現在で二十一億四千二百五十八万円となりました。補正の主なものはおのとおりのとおり、

ち遅れている社会資本の充実をはじめ社会福祉、過疎、公害、交通対策などに積極的にとりくみ、市民生活の充実に向上を基本としており、これらの推進にためています。これらの施策を推進するため昭和四十八年度一般会計予算は前年度の当初予算を三億五千四百二十九万円(二二・五%)上回る十九億三千二百三十八万円を計上いたしました。





手術……医療費は高いですが、高額療養費支給で3万円

国民健康保険

高額療養費支給制度
三万円を超えた医療費を支給

一月一日から実施

一カ月の自己負担医療費が三万円を超えた場合、その超えた金額の全額を給付する高額療養費制度ができました。

これは、病人のいる家庭で月額三万円以上の医療費は家庭生活を大きく圧迫するため、負担を軽くして、早く健康になっていただくようにしたものです。本年一月一日から適用され、一カ月三万円を超えた自己負担の医療費は、国民健康保険が全額給付します。

この制度は、昨年の十二月市議会で国民健康保険条例の一部を改正して実施したものです。

昭和五十年の全国実施に先がけ、県内の市部では、糸魚川市と二市が一月実施にしました。

支給要件は次のとおりです。

①国民健康保険の被保険者が同一医療機関に一カ月三万円を超えて支払った場合、その三万円を超えた金額(病院などをかえて診療を受けた場合は、三万円を超えても対象になりません)

②対象医療費は保険診療分だけで(特別室へ入院した差額ベッド代、白歯の金歯、虫歯予防のフッ素塗布などは除く)

③高額医療費の給付を受けるには市役所へ申請が必要で、

いったん本人が払ってください

高額療養費の給付を受けるには

これは、病院の手続き、診療報酬明細書の審査に時間がかかるためです。支払いは病院にかかった翌々月になります。

高額療養費の申請日は、毎月二十四日に定めます(日曜日、祝日に当たるときはその翌日)病院にかかった月の翌々月(一月中にかかった場合は三月)の二十四日に保健衛生課へおいでください。この月においてになれば、なおお金の支払いができます。申請用紙は備えてありますから印鑑だけ持参してください。

市では、高額療養費の支給に必要な費用を一カ月に約五十五件、百十九万程度と推計し、この財源の五割相当を国の補助金、残額を保険税で賄います。

高額療養費の支出
月額百二十万円程度

市内には、現在国民健康保険の被保険者が、一カ月の医療費が三万円を超える方の件数が、毎月四十件近くあります。

国民健康保険に加入している人が、会社などに就職して社会保険に加入したときまたは社会保険の被扶養者となったときは、国民健康保険をやめなければなりません。もしこの手続きをしないで、国民健康保険証を使って病院にかかっていると、市の国民健康保険が医療費の七割相当額を病院に支払っています。これは当然社会保険から支払ってもらふべきものです。被保険者の資格は、何ヶ月以前であっても、そこまでさかのぼって整理しなければなりません。

したがって、さかのぼって社会保険に移行した場合、国民健康保険が負担していた全額を市役所へ返していただくこととなります。この返納が何万円になる例も少なくありません。また、この返納額を社会保険に療養費として払いもどしの申請をしても、本人の届出責任を理由にすんなりとは給付を受けられません。

なによりも、異動後十四日の期限内に届出を済ませて、保険証を正しく使うことが大切です。

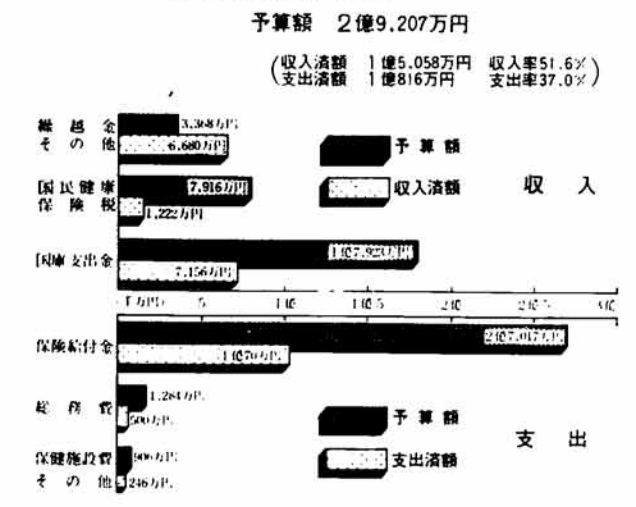
これとは反対に、社会保険をやめたのに国民健康保険に加入の手続きをしないでおくのも法律違反です。このことがわかれば、社会保険取りやめの時点までさかのぼって保険税を納めていただくこととなります。

国民皆保険の制度をよく理解して、このようなことのないよう注意しましょう。

国民健康保険↔社会保険
異動届は14日以内に
届出が遅いと不利です



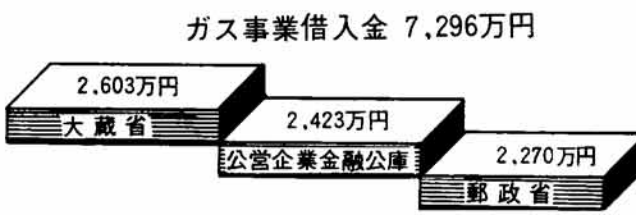
国保会計



企業会計

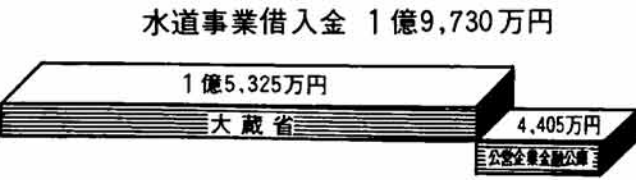
ガス事業損益計算書 (万円)

支出	収入
ガス事業費用	8,111
当期純利益	680
	ガス事業収益
	8,791

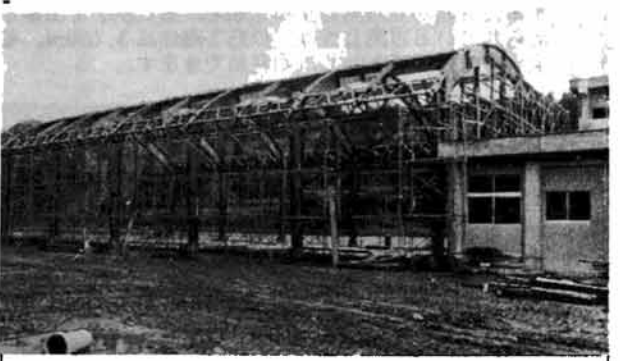
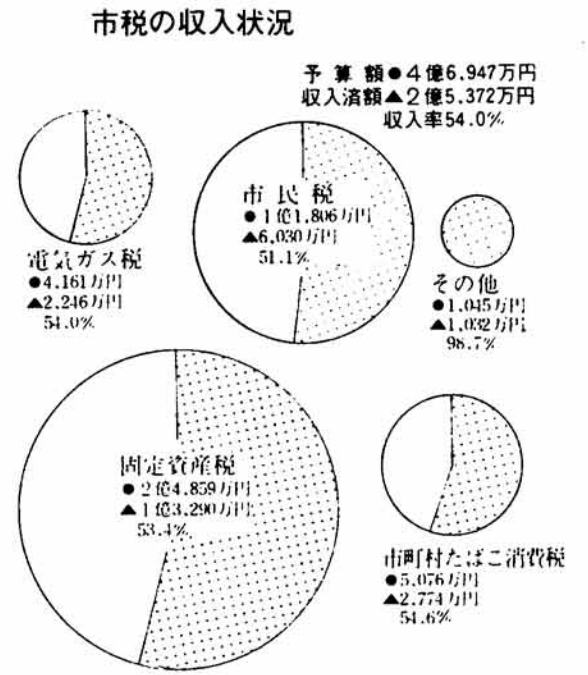
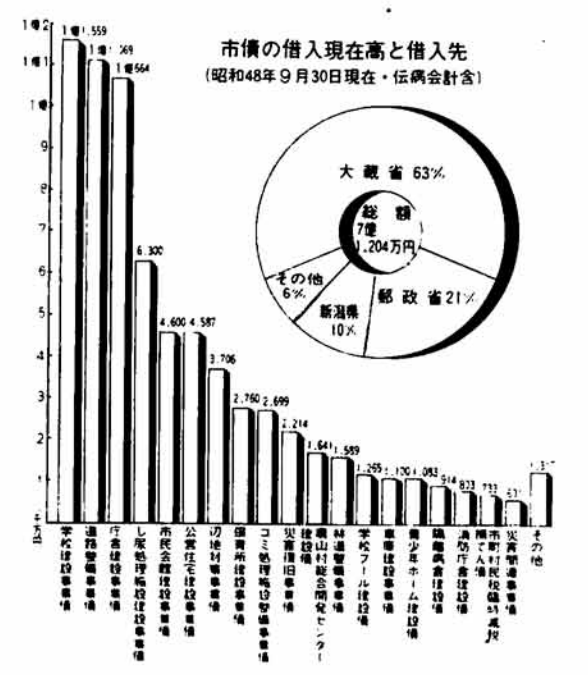
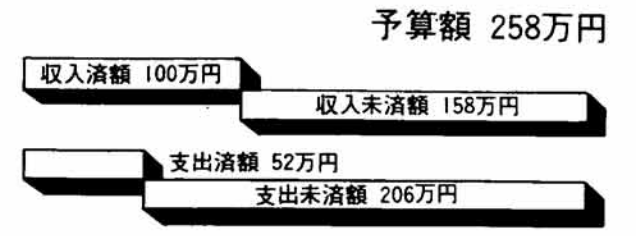


水道事業損益計算書 (万円)

支出	収入
水道事業費用	6,433
当期純利益	2,255
	水道事業収益
	8,688



伝病会計



▲西谷小学校体育館 3月末に完成予定の西谷小体育館は、鉄骨構造ア一子型、延441㎡で、事業費2,133万円のうち郵政省から540万円の簡易生命保険の還元融資を受ける予定です。

とちおと人物 (物語)

44

養蚕を奨励、上納米を減高した 金内隆右工門

金内隆右工門は、入塩川村の庄屋小林良左工門の二子として文化二年丑三月二十三日に生まれました。

幼い頃から栃尾町の山本屋勘左工門に徒弟奉公し、勤勉で素直な人柄が主人をはじめ番頭に認められて高い身につけました。



柏崎県庁から授ったほう賞文

けられ、同七年七月郷横目、同十一年には割元役を申し付けられ式人扶持をもちという異例の抜てきを受けています。

嘉永六年八月二十四日、栃尾郷に農民一揆がおきました。この一揆は、前々から歎願していた入炭のことが中心で、それに抽課税の新法に反対しておこったものです。

文政三年、十六歳で、西中野侯村の庄屋金内家のたつての懇望で婿養子に迎えられました。当時金内家は経済的に苦しく、庄屋とは名ばかりで、庄屋の株も栃尾町の山本屋勘左工門に買入れされたままで質流れ同様のありさまでした。

上納米の割付などは村役人が代行しておりましたが、面倒なことが起これば最後は山本屋が処理しなければなりません。村の事情がよくわからない山本屋は、ことが起これるたび困っていたようです。

隆右工門は天保四年の秋の上納米の割付から山本屋の代役を努め処理に当たりました。そして、天保十年には庄屋株を請返しました。天保六年には割元格をおおせつ動がおくれたためと思われま

この一揆で隆右工門は割元役を、作嘉十郎は割元格を免ぜられま

た。隆右工門は、孝心に篤く、養父母によくつかえて村人の手本となり、常に儉約を旨とし、また、養蚕を奨励して村人を指導しました。

中野侯村は、昔から地這り地帯で、村民は地這りのため長い間生活をおびやかされてきました。隆右工門は、抜郡の政治手腕を発揮して減高の歎願を続け、文政八年いまで高役百五十石から順次減高されて天保六年には百二十五石に減高され、村民から感謝されました。

また、俳諧の道にも奥義を究め、蕉丘と称して栃尾郷きつての総匠として名をなしました。師匠は不明ですが、実父の小林三考の指導を受けたものと思われま

す。嘉永六年の一揆で責任を問われ隠退した後は悠々自適、俳道に精進しました。数ある作品の中で、善光寺参詣俳諧日記、築波山参詣俳諧日記は快心の作と思われま

各種講座を閉講 勉強は一生つづけよう

勉強は一生つづけよう

市公民館では、さる十二月各種講座(ペン字教室・簿記教室・書道教室・商業実務教室・洋裁教室)を閉講しました。この講座は、市民の趣味教養を高め、みなさんから楽しい毎日をおくっていたことと、昨年四月から公民館で開催していたものです。

文化祭には、学習の成果を展示発表したりしました。受講者は、若い人あり、おとしよりあり、男性女性……と、いろんな世代、職業の方々が、多忙な毎日、しかも夜間にもかかわらず、熱心に勉強されました。そして、学習の成果とともに、職場や年代のちがう、いろんな人たちとのなごやかな共同学習のなかから、仲間づくりをも



また、せいかく得た学習の習慣を、これからも生かし、勉強をつづけていきたいという声が多く聞かれました。今年こそあなたも!! 公民館では、ことしも四月から各種講座を開講いたします。種目はこのほか、コーラス教室・コーラージュ教室・パイオリン教室・青年講座など、みなさんがより楽しく学習できるように、準備をす

明るく正しい選挙 啓発用マンガ募集

- ①内容とテーマ 政治と日常生活との関連性について、有権者としての心構え、立候補者への希望、批判あるいは理想的選挙。政治の構想図を内容としたもので一党一派に片寄らないもの。テーマは、図柄をズバリ表現する言葉やキャッチフレーズでそれにサブタイトルがついても結構です。ただし、画の中やテーマなどに「公明」の文字は使用しないこと。②規格 白ケント紙・一コマもの黒一色・図の大きさ横十八センチ縦十六センチ・ペン・サインペン・筆使用随意。

自衛官募集中

くわしくは総務課へ

にせ税理士に 注意ください

まもなく所得税の確定申告期になります。この時期になりますと、税務書類の作成などを依頼したいという人が多いことに便乗して、税理士資格のない人が、申告書の作成などの仕事をする人があります。このように法律に違反する「に

せ税理士」は、納税者のかたに迷惑をかけることが多いので、税務当局としては、きびしい態度でのぞみ、これを取り締まっておりま

すめています。あれこれ多忙で、八方に気を配っている毎日ですが、あなたの大切な自由時間を、ことしはぜひ公民館の講座で生かしてみませんか。講座に参加された、二人の方々に感想を寄せていただきました。

書道教室に 参加して

大町 小林義雄



小学校の書初には、十なおな字がかけたのに、商売がら、のし紙に書く字のまぜいこと、それに下に絵に描でもすらすら書いて、こよみでもつくられたらと始めた六十の手習いでした。自分ではさっぱり上手になれませんでした。が、いろいろの職業をもっておられる方々のめずらしい雰囲気や若い人々ののびのびとした字を見てもうらやみだけでも楽しい書道教室でした。おかげをもちまして、掛物・カレンダー・テレビなどの文字が目につくようになり、書いている時の無心の境地になれることのがれしさがなによりでした。字を習うことも大切ですが、月に一回か二回

洋裁教室に 参加して

大野町 飯浜ミサ



自分の洋服くらい自分で作ってみたいと幾度となく思いながら、実現できずにすごしてきましたところ、公民館の洋裁教室のことを聞き、さっそく申し込みました。いままでも家にとじこもっていた自分、みなさんと一語にやれるであらうか、どんな年代の人々かといろいろ不安がありました。が、ていねいに納得できるまでご説明くださいました先生の指導により回数を重ねるにしたがって不安が消えさりました。また、年代に係なく共に学び、共に話し合えるお友達を得ましたことも、洋裁教室のおかげと感謝しています。失敗や家の都合などで、みなさんより遅くなり、絶望的になっていた時、「がんばってね」とおっしゃった先生のお言葉が、私の心のささえとなり、作品のできた時の喜びはひとしおでした。

市民スキー教室

- とき 2月3日・11日 2月16日・17日
- ところ 長峰スキー場
- 受講料 無料
- 申込 栃尾市公民館



市長杯争奪 市民かるた大会

- とき 2月10日(日)
- ところ 栃尾市公民館
- 会費 小・中・高校生200円、大人300円
- 申込 当日会場にて受付